

公益財団法人ユートピアくびき振興財団奨学生の募集要項

この要項には、奨学生の出願資格から返還までの貸与規則に定められている主な事項を記載してありますので、これらの点を十分理解して出願してください。

1. 出願の資格

頸城区の住民であって中学校及び高等学校を卒業した生徒又は学生で経済的理由により修学困難な人に対し学資を貸与し、有為な人材を育成することを目的とし、将来、**奨学生の皆さん**が地元で活躍されることを願って行う制度です。

- ① 本人または保護者が1年以上頸城区に住所を有し引き続き居住する人
- ② 次に掲げる学校に在学している人
 - ・ 高等学校（中等教育学校高等課程を含む）
 - ・ 高等専門学校
 - ・ 特別支援学校（高等部に限る）
 - ・ 専修学校（高等課程、専門課程で修業年限が2年以上のものに限る）
 - ・ 大学及び大学院

2. 奨学金の貸与月額と入学一時金

(単位：円)

区 分	貸与額（無利子）	
	月 額	入学一時金
高等学校(中等教育学校高等課程を含む)、高等専門学校(1年～3年) 特別支援学校(高等部)、専修学校(高等課程)	10,000	50,000
高等専門学校(4・5年・専攻科)、短期大学 専修学校(専門課程で修業年限が2年以上)	20,000	200,000
大学、大学院	30,000	300,000

3. 貸与期間

在学する学校の最短修業年限の終期まで

4. 選考基準

【学力基準】 全履修科目の評定平均値が5段階評価で 3.5以上、但し中学生は、3.0以上

【家計基準】 生計維持者(父母等)の年収が 1,100万円以下(4人世帯で給与所得の場合)

※ あくまで目安であり、家庭の状況等により基準を満たす可能性があります。

5. 出願の手続き

提出書類	・ 奨学金貸与申込書 ・ 奨学生推薦書（出身学校長からの推薦書） ・ 成績証明書 ・ 在学証明書（入学後に学校で発行したもの） ・ 市・県民税 所得・課税証明書（上越市役所で発行） 収入のある年齢18歳以上の同一生計世帯員全員のものが必要
提出期限	4月5日（在学証明書のみ後日に提出可）
提出先	ユートピアくびき振興財団（頸城区総合事務所2階）

5. 採否の通知

奨学生の採用は、ユートピアくびき振興財団奨学生選考委員会(4月中旬予定)で出願書類による審査を行い、決定後郵送により本人宛に通知します。

6. 誓約書の提出

奨学金貸与決定通知を受けた日から15日以内に連帯保証人連署の誓約書をユートピアくびき振興財団にご提出ください。連帯保証人は2人とし、1人は親権者(父母等)、もう1人は成人であって、奨学生の世帯とは独立した生計を営む3親等以内の親族を選定ください。

7. 奨学金の交付

奨学金は、5月、7月、10月、1月の末日にそれぞれ3ヶ月分を本人名義の口座に交付します。
(初回は、4・5・6月分と入学一時金を5月に交付)

8. 奨学金の返還

奨学金を受けた人は、最終学校卒業1ヶ年後から貸与を受けた期間の倍の期間に、貸与を受けた金額を返還ください。ただし、全額または、一部を繰り上げ返還することができます。

9. 奨学金の返還猶予

疾病または正当な事由により返還が困難と認められた人には相当の期間、返還を猶予することができます。

10. 奨学金の返還免除

奨学生または奨学生であった人が奨学金返還の完了前に死亡したときは、奨学金の残金または一部の返還を免除することがあります。

上越市頸城区百間町636番地
(頸城区総合事務所2階)
TEL 530-2771 FAX 530-2820